

オープンソースライセンスの 基礎と実務

可知 豊 <http://www.catch.jp/>

2014-01 A



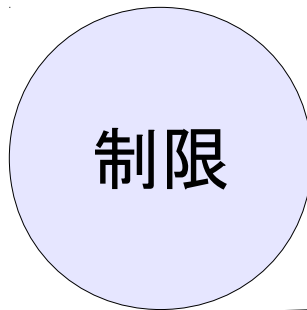
本テキストは、
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(表示 2.1 日本)の下で
ライセンスされています。

本日の主題

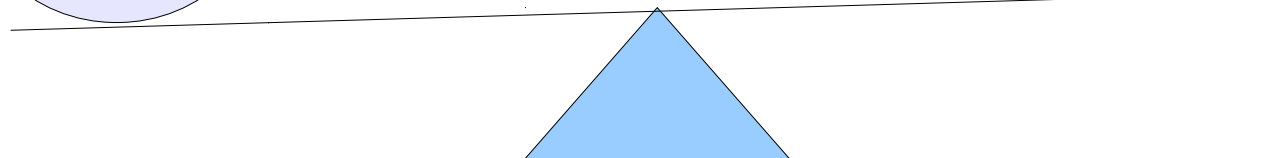
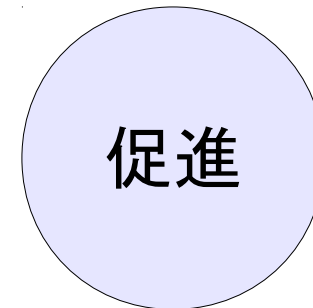
- オープンソースライセンスの基本と実務について解説します。
- 著作権の考え方: 再利用の制限と促進の2本柱

進める手段オープンソースライセンスは、
ソフトウェアの再利用を促です。

著作権者の利益保護



文化の貢献と発展



自己紹介

可知 豊 Kachi Yutaka

- Blog オープンソース・ライセンスの談話室
<http://www.catch.jp/oss-license/>
- (元)テクニカルライター
- とときどき、オープンソースのボランティア
- 法律の専門家ではありません。
プログラマーでもありません。
- 株式会社クレオマーケティングにて
プロモーション業務に従事

知る、読む、使う！
**オープンソース
ライセンス**

可知 豊

GPL、修正BSDライ
センスから著作権まで
徹底解説。
自信を持ってオープン
ソースを利用しよう！

注意

- 本スライドの内容は、筆者の独自調査によるものです。正確であるよう、できる限り努力していますが、間違いが含まれる可能性があります。
- 正確性より分かりやすさを優先した表現を採用しています。

アジェンダ

- 概要
- 著作権とソフトウェアライセンス
- オープンソースとは
- オープンソースライセンスのそれぞれ
- オープンソースライセンスの使い方
- 補足



概要

オープンとは

オープンイノベーション

オープンアーキテクチャ

オープンコンピュータ

オープン化

オープンシステム

オープンソース

オープンスタンダード

オープンフォーマット

オープンネットワーク

オープンデータ

オープンコンテンツ

IT業界には、いろいろなオープンが登場します。オープンソースは、そのひとつ。

2つのオープンソース

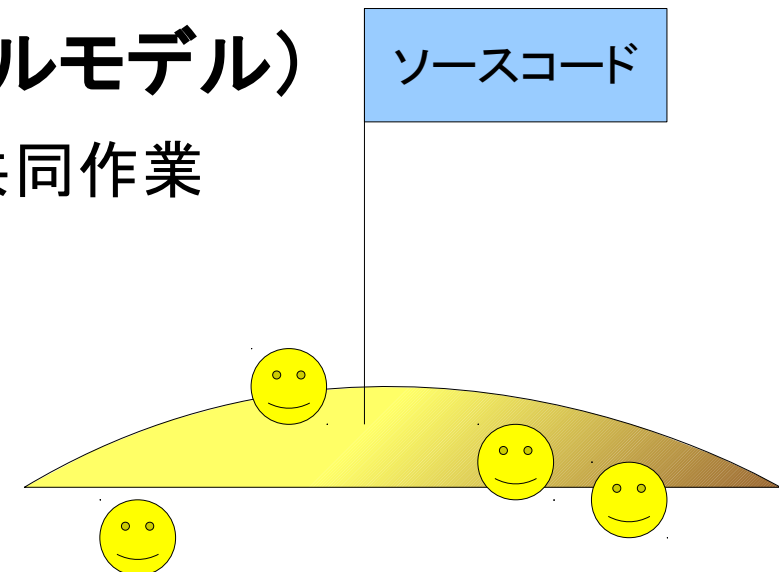
• オープンソースライセンス 本来のオープンソース

- ソースコード公開
- 自由な再利用
- オープンソースの定義に準拠
- ただし、オープンソースライセンス毎に条件の細部は違う

• オープンソースコミュニティ(バザールモデル)

- インターネットを介した分散化された共同作業
- 高速な品質向上
- コミュニティによる開発体制の維持

オープンソースコミュニティは、ソースコードやソフトウェア開発者を核とした共同体。
こっち側の意味で、形容詞的に使う人がいる。



利用実績

- 首相官邸ホームページ
- 東京証券取引所
- 三菱東京UFJ銀行
- デジタル家電
- スマートフォン(Android)



など多数

オープンソース開発に参加する企業



facebook.



ORACLE®

Microsoft®



HITACHI
Inspire the Next

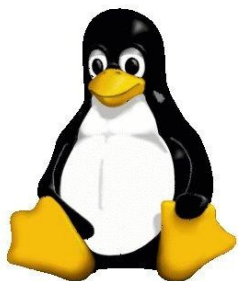
YAHOO!



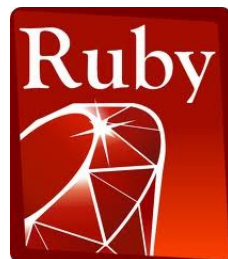
など多数

代表的なオープンソースソフトウェア

Linux

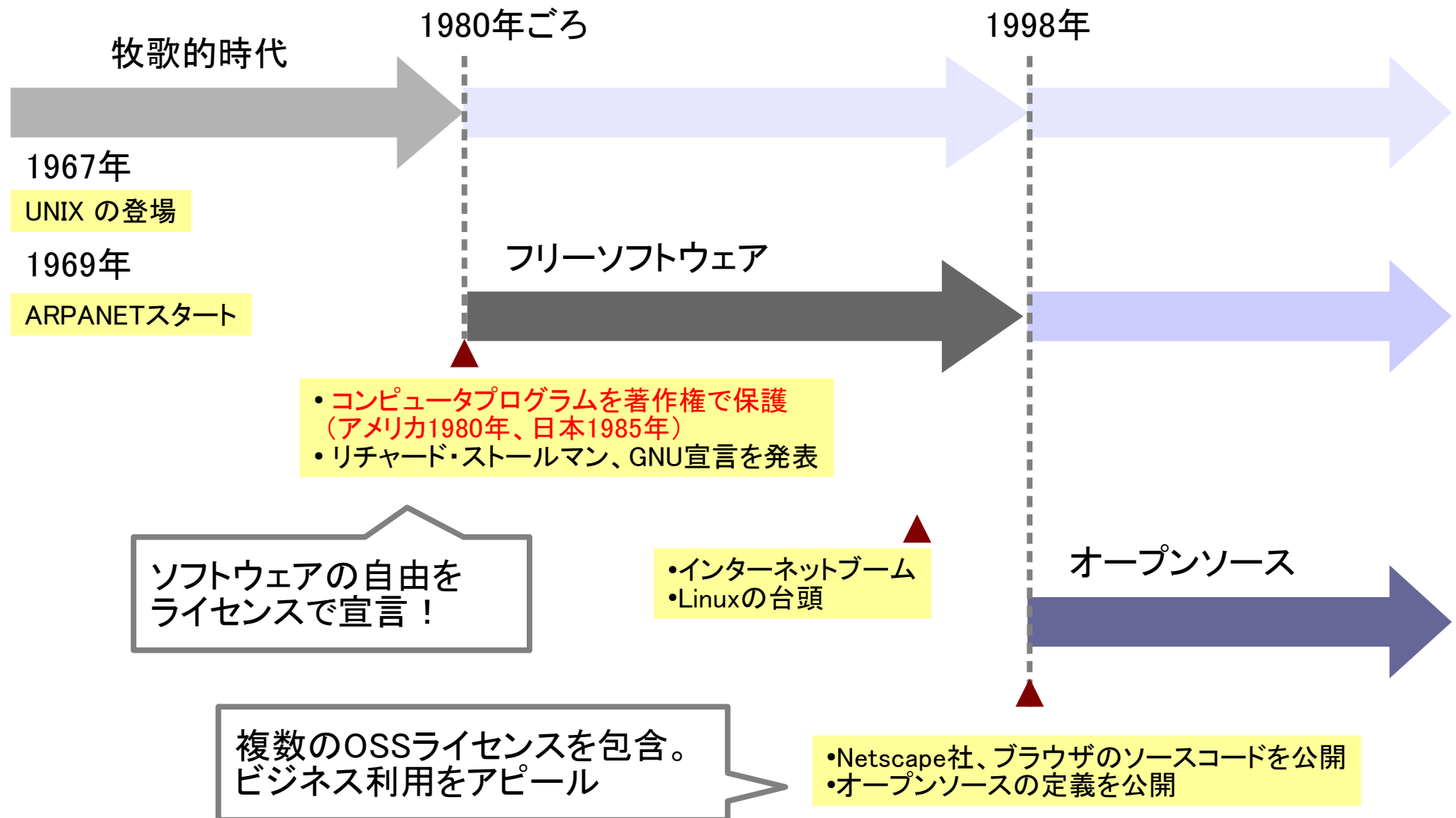


Firefox



など多数

オープンソースに至る、簡単な歴史



なぜ、オープンソースは注目されるのか

背景： 社会的に、ITシステムが必要不可欠



ユーザーの利点

- 開発や保守・サポートの継続性確保
- ベンダーロックインの回避
- コストの削減(ライセンス、保守料)

開発者(個人)の利点

- ソフトウェアの再利用促進/生産性向上
- 技術力のアピール

IT企業の利点

- 競争力確保
- 開発コストの削減
- 技術標準への適合
- 競合のけん制
- オープンイノベーション

質問：OSS理解度チェック

現在、下記のように考えている、あるいは以前考えていたことがある。

1. ソースコードを公開しているソフトウェアは、すべてOSSである
2. OSSは、必ず無料で配布しなければならない
3. OSSは、すべてボランティアが開発している
4. OSSは、その改変版もOSSにしなければならない

正解は >> すべて×

オープンソースは、
「ソースコードを誰でも自由に利用できる」とする
ソフトウェアライセンスによって、
その利用を許可しています。

その土台には、
著作権とソフトウェアライセンス
が存在しています。

オープンソース
ライセンス

ソフトウェアライセンス

著作権



著作権とソフトウェアライセンス

知的財産権の分類

知的財産権

```
graph TD; A[知的財産権] --> B[著作権]; A --> C[産業財産権]; A --> D[その他の権利]; B --> B1[文章]; B --> B2[音楽]; B --> B3[映像]; B --> B4[プログラム]; C --> C1[特許権]; C --> C2[実用新案権]; C --> C3[意匠権]; C --> C4[商標権]; D --> D1[回線配置利用権]; D --> D2[育成者権]; D --> D3[肖像権]; D --> D4[インターネット上のドメイン名など];
```

著作権

- 文章
- 音楽
- 映像
- プログラム

産業財産権

- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権

その他の権利

- 回線配置利用権
- 育成者権
- 肖像権
- インターネット上のドメイン名など

オープンソースライセンスは、
著作権の考え方にに基づき、
ソースコードの利用条件を制御しています。

著作物とは

- 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。

日本の著作権法における定義

- プログラムも著作物となる。ただし、以下を除く。
 - プログラム言語 – 「プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系」をいう。ただし、特定のコンパイラなどは著作物である。
 - 規約 – 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束」をいう。プロトコル、インターフェースなどが挙げられる。
 - 解法 – プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法」をいう。アルゴリズムなどが挙げられる。ただし、アルゴリズムを記述した文書は言語あるいは図形の著作物になる可能性がある。

著作権の基本

著作権は、作品の利用(主に複製)をコントロールする権利



著作権を理解するポイント

- 著作権は、作品の利用(主に複製)をコントロールする権利
- 利用と使用を区別する
- 著作権は、「利用」を許可する権利
- 著作物は、誰でも自由に「使用」できる
- 著作者人格権と著作財産権を分けて考える
- 作品の著作権は、媒体から独立している
- 著作権の条件は、媒体の種類によって違う
- 著作権は、**創作時に自動的に発生する**
- 著作権の保護期間は、限られている
- 著作権法違反は、親告罪
- 職務著作は、企業に帰属

メール投稿規定の例：ほぼ日刊イトイ新聞

ほぼ日刊イトイ新聞：メールについて(<http://www.1101.com/help/index.html#help03>)

メールをお送りくださるときは、
必ず、ハンドルネーム(載せてもいい呼び名)をお書きください。
掲載されては困るという場合は、
そのことを、そのメールに明記してください。
また、**掲載したメールの著作権は、**
株式会社東京糸井重里事務所に譲渡されたものとし、
著作者人格権も行使されないものとし、
当社において、自由に編集されることを
お認めいただいたものとしてお取り扱いいたします。
また、そのメール投稿からなるコンテンツを
書籍化することがあります。あらかじめご了承ください。

利用規定の例：gooブログ

利用者の著作権を認めつつ、サービス提供者の特権的な利用を許可させている。

第9条(ブログコンテンツの著作権)

1. 会員自らが作成した記事その他会員が作成した会員ページ上のコンテンツ(以下「ブログコンテンツ」といいます)にかかる著作権は、当該ブログコンテンツを作成した会員に帰属するものとします。但し、会員は、gooブログサイト及び当社が単独で若しくは第三者と共同で運営するその他のWEBサイトの運営の目的に限り、対価の請求をすることなく、以下に定める権利を当社に対して許諾することを予め承諾します。なお、当該権利許諾は、会員が会員資格を喪失した後においても、有効に存続するものとします。

(1) 会員が投稿したブログコンテンツの全部又は一部を複製する権利、公衆送信する権利、編集する権利、改変する権利及び翻案・翻訳する権利

(2) 会員が投稿したブログコンテンツの全部又は一部が表示される画面において、当社が選定する任意のコンテンツ(第三者が投稿した記事、コメント又はトラックバック記事を含みますがこれらに限られません)を表示する権利

(3) 会員が投稿したブログコンテンツの全部又は一部が表示される画面において、当社又は第三者の有料又は無料の広告を掲載する権利。なお、当社は、当該広告について、会員ページ上における表示／非表示を会員が選択できる機能を提供する場合があります。

(4) 前各号に定める権利を当社の委託業者及び共同事業運営者に再許諾する権利

2. 会員は、当社に対して、自己が作成したブログコンテンツに関する著作権人格権を一切行使してはならないものとします。

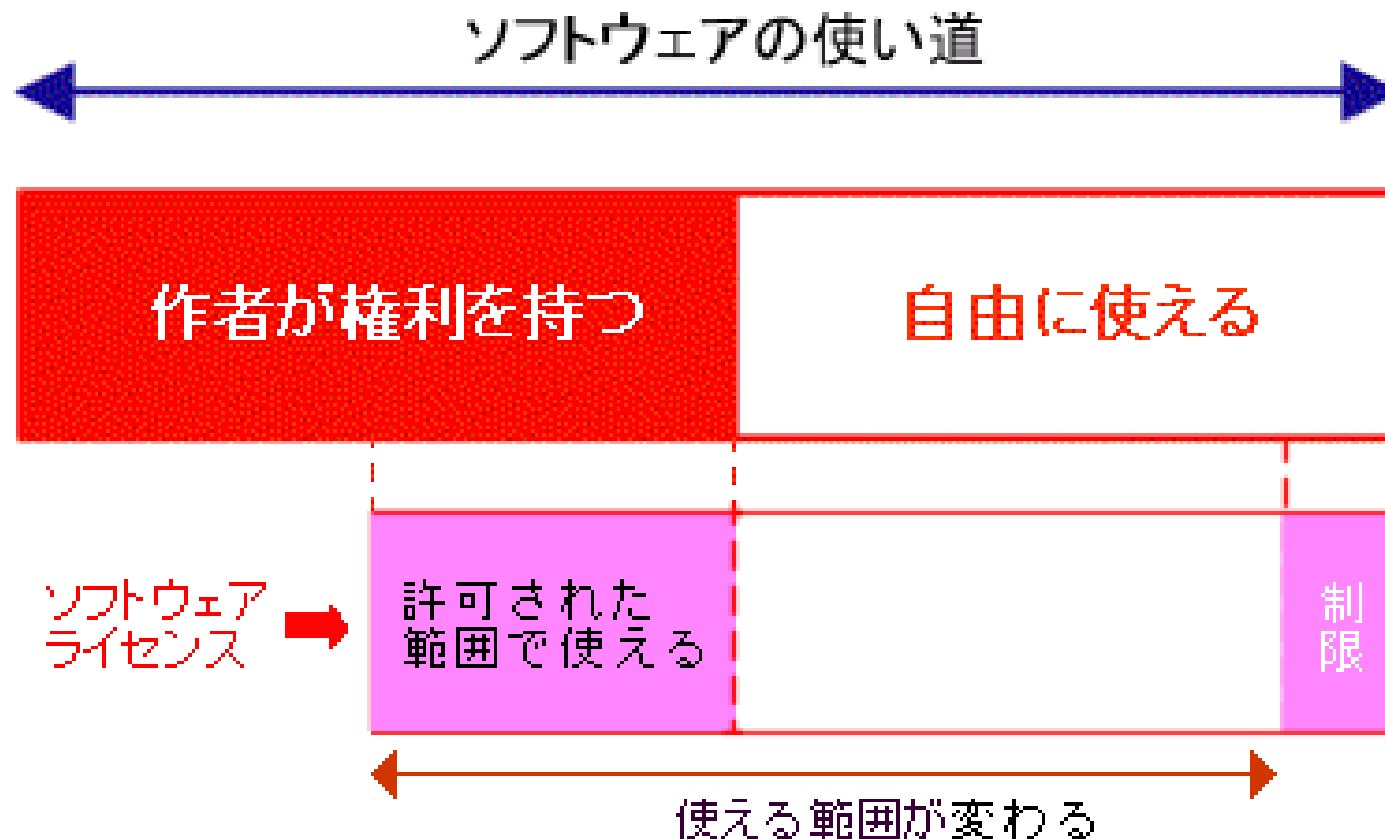
3. 会員は、自己が作成したブログコンテンツに関する著作権を第三者に譲渡する場合、当該第三者をして本条に定める内容を承諾させるものとします。

4. ブログコンテンツ以外のgooブログサイト上の情報にかかる著作権は、原始的に当社に帰属するものとし、本条第1項第3号に基づき掲載される広告にかかる著作権は、次条第1項に定義する広告事業者、当該広告の作成者又は当社に帰属するものとします。

「gooブログサービス」利用規約 改正：平成20年3月11日
<http://blog.goo.ne.jp/info/rules.html>

ソフトウェアライセンスとは何か

ソフトウェアライセンスは、ソフトウェアの利用（複製・配布・改変）に対する、著作権者による許可。



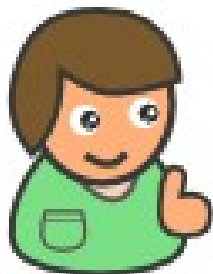
Windowsのライセンスを読む



- 1.「フォルダ」を開く
- 2.「ヘルプ」→「バージョン情報」
- 3.“使用許諾契約書”のリンクをクリックする

ライセンスとは

ライセンサー



知的財産

- ・ 著作物
- ・ 特許
- ・ 商標 など

ライセンス条項

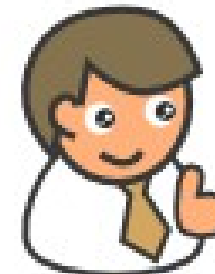
- ・ 条件A
- ・ 条件B
- ・ 条件C

許可=ライセンス



対価=ロイヤルティ

ライセンシー



知的財産の活用

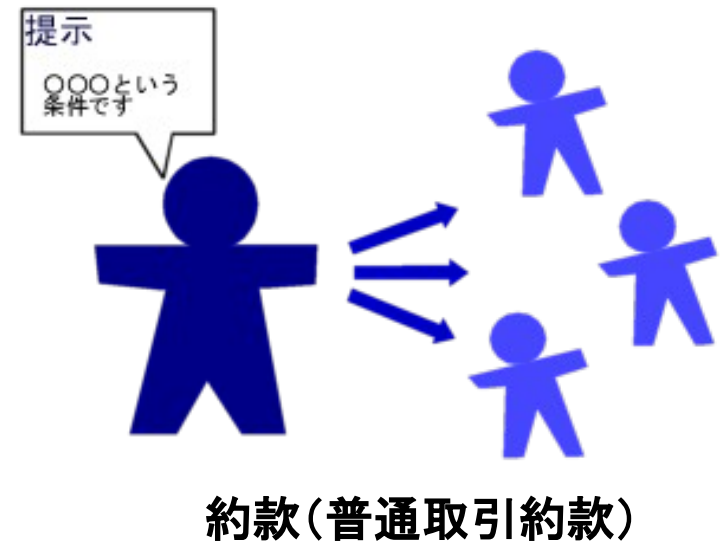
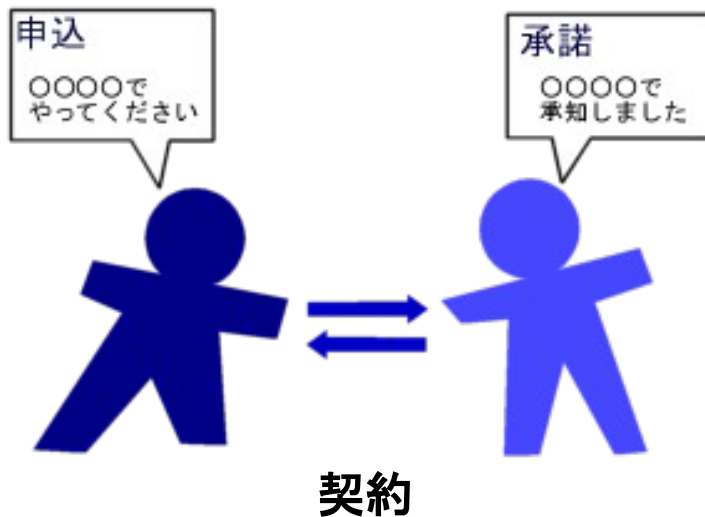
契約と約款

- 契約

当事者である2者が、「この条件で良いですね(申込み)」「いいですよ(承諾)」という手続きで成立する。民法で規定されている。

- 約款(普通取引約款)

企業などが不特定多数の利用者との契約を定型的に処理するためにあらかじめ作成した契約条項のこと。ソフトウェアの利用許諾で、承諾するという手順が欠けている場合は、契約ではなく約款と解釈される場合がありうる。この場合、約款を相手方に確実に提示しなくてはならない。



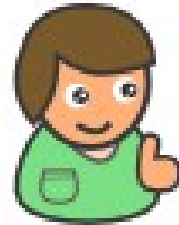
オープンソースとは

ソースコードとは

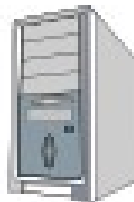
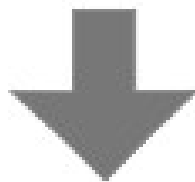
ソースコード

```
#include <stdio.h>

main() {
    printf("Hello World\n");
}
```



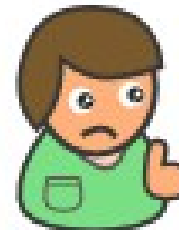
人間：理解できる
コンピュータ：直接実行できない



コンピュータが
変換する

バイナリーコード

```
0011010100100101010010111
1101011101100101101000111
0110111101010101010101010
1101010101010000011101010
1001100010100101110001011
```



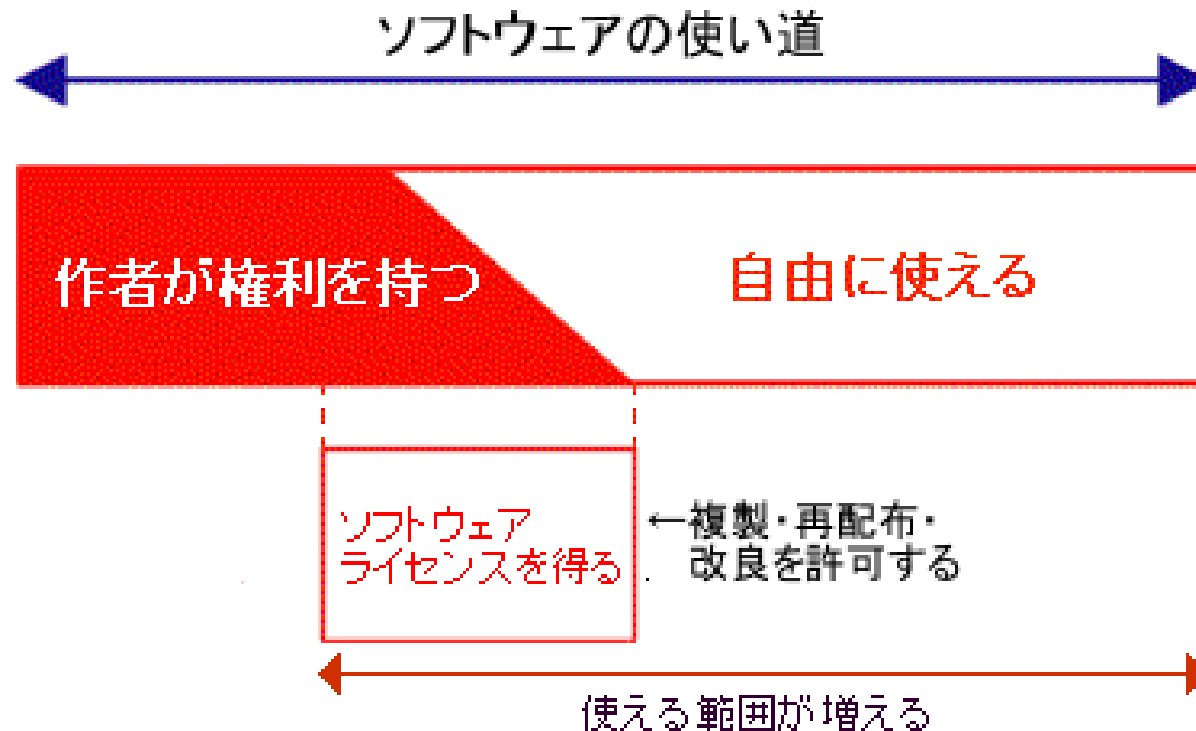
人間：理解が難しい
コンピュータ：直接実行できる

一般的なソフトウェアビジネスでは、バイナリーコードの実行だけを許可する

オープンソースとは何か

オープンソースとは、「誰でも自由に利用できる」という条件でソースコードを公開する行為。
条件は、オープンソースの定義で規定されている。

ソースコードを公開するだけでは、オープンソースとは言えない。



「オープンソースの定義」の概略

• オープンソースの権利

- 利用者が、ソフトウェアのコピーを作り、それを配布できる
- 利用者が、ソースコードを入手できる
- 利用者は、ソースコードを改変できる。
元と同じ条件での配布を許可できる。

利用者は、再配布しても良いし、しなくてもいい。

難読化した公開を認めない

• オープンソースライセンスが備える条件

- 作者のソースコードの完全性を維持すること
- 個人もしくは団体に対する差別をしないこと
- 使用分野に対する差別をしないこと
- 再配布時には追加ライセンスを必要としないこと
- 特定の製品に固有なライセンスを使用しないこと
- 他のソフトウェアに対する干渉をしないこと
- 特定の技術に依存しないこと

• 参考資料

- [オープンソースの定義 日本語訳](#)
- [OSIの歴史 日本語訳](#)

ライセンス手続きの方式を限定しない

オープンソースの定義に準拠する理由

「オープンソース」でソフトウェアを公開と言うとき、 オープンソースの定義に準拠したほうが良い

1. 「オープンソース」(Open Source)という用語を使い始めたとき、用語の意味が曖昧にならないよう「オープンソースの定義」が採用されたから。
2. 日本では「オープンソース/Open Source」が商標登録(第4553488号)されている。その商標登録者は、この商標を誰でも自由に利用できるとしているが、その際に、OSIの定める「オープンソースの定義」に沿う形で利用することを希望しているから。
3. 「オープンソースの定義」は、ソフトウェア開発コミュニティが、誰でも自由に利用できるソフトウェアという考え方を整理したベストプラクティスであり、事実上の標準(デファクトスタンダード)だから。

オープンソースライセンスの分類: Githubの場合

- Githubによる、オープンソースライセンスの選び方まとめ
<http://www.catch.jp/oss-license/2013/09/10/github/>
- オープンソース(Public)の場合は無料で使える
- Publicアカウントでは、自動的にOSSライセンスを選択



主なオープンソースライセンス

- **修正BSDライセンス、MITライセンス**
 - FreeBSD、NetBSD、OpenBSD、PostgreSQL
- **Apacheライセンス2.0**
 - Apache HTTP Server
- **MPL (CPL、EPL)**
 - Firefox (GPL、LGPLとのトリプルライセンス)
 - Eclipse
- **GPL／LGPL／AGPL (2系、3系)**
 - Linuxカーネル (GPL2)
 - OpenOffice.org (LGPL3)
 - Affero、GroupOffice3

ライセンスを理解するポイント

- 無保証
- 配布時には、著作権表示と免責条項・ライセンス文書を含める(ただし、どこに含めるかは、ライセンスの種類によって異なる)。
- コピーレフト条項を持つことがある(ないこともある)
- デュアルライセンスで運用されることがある
- オープンソースライセンスの相互運用性(互換性)
 - コピーレフト条項の有無
 - 広告条項
 - 特許条項
- ソースコードとバイナリーコードの配布条件は異なる場合がある
- 商標 ⇒ ライセンス以外の条件で制約される場合がある

コピーレフトの対象とみなす範囲

ソースコードを下記条件で公開：
「派生ソフトウェアも同じ条件で公開すること」



ソースコード
を改変

同じ条項を持つ



ソースコード
を改変

同じ条項を持つ

ライセンスの種類	改変版配布	追加	静的リンク	動的リンク	Webサービス
修正BSDライセンス	—	—	—	—	—
Apacheライセンス	—	—	—	—	—
MPL	○	○	—	—	—
LGPL	○	○	○	—	—
GPL	○	○	○	○	—
AGPL	○	○	○	○	○

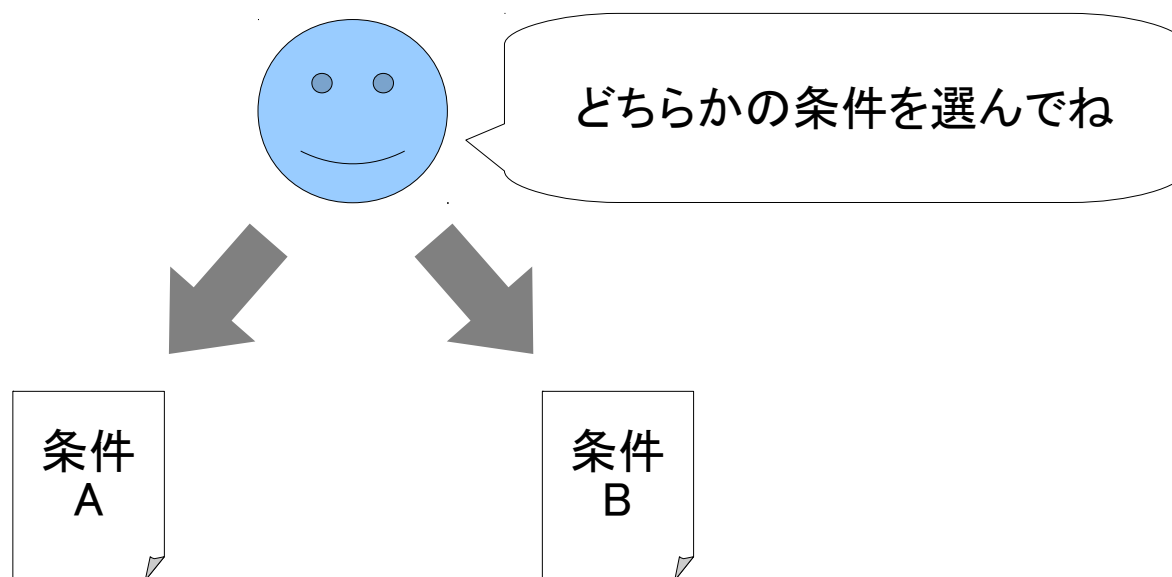
—：対象とみなさない

○：対象とみなす

GPLでは、社内利用やWebサービスとしての利用であれば、改変版を公開しなくても良い。

デュアルライセンスとは

- 著作権者が、複数のライセンスを提示して、利用者に選択させる方法
- ライセンス文書の内容を変えずに、条件に幅を持たせることができる
- 例: MySQL (GPL+商用ライセンス)
 Firefox (MPL+GPL+LGPL)



広告条項

• 古い広告条項

- 「すべての広告に、著作権者の名前を表示する」
- 初期のBSDライセンスに含まれていた
- 「この条項を持つソフトウェアを多数採用すると、
広告が著作権者名だらけになるので非現実的」と批判を受ける
- GPLなどと非互換

• 新しい広告条項

- 「著作権者やソフトウェアの名称を勝手に使用しない」
- 修正BSDライセンスやApacheライセンスが持つ

オープンソースライセンス間の互換性

- オープンソースライセンスでは、その条件によって、互いに矛盾する条件を備えている場合がある。
 - コピーレフト
 - 特許条項
 - 広告条項
- オープンソースの定義に合致しているという共通性はあっても、条件が矛盾していると、ライセンスの異なる複数のソースコードを結合させる場合に問題になる。
 - OK : GPL + 修正BSD
 - NG : GPL2 + Apache2.0 OK : GPL3 + Apache2.0
 - NG : GPL2 + MPL1.1 OK : GPL3 + MPL1.1
(Firefoxはトリプルライセンスで回避)
- ソースコードを結合させないなら問題にならない。

利用上の注意点

- **ライセンスの変更**

- GPL ⇒ GPL
- LGPL ⇒ GPL or LGPL
- MPL ⇒ MPL
- 修正BSD ⇒ 異なるライセンス
- デュアルライセンス ⇒ デュアルライセンスの一方

- **異なるライセンスのソースコードが、結合できない場合**

- ライセンス間に非互換(特許条項、広告条項など)
- OK : GPL + 修正BSD
- **NG: GPL2 + Apache2.0** OK: GPL3 + Apache2.0
- **NG: GPL2 + MPL1.1** OK: GPL3 + MPL1.1
(Firefoxはトリプルライセンスで回避)



オープンソースライセンスのそれぞれ

MITライセンスの概略

Copyright (c) <year> <copyright holders>

- 以下の条件を満たす限り、自由な複製・配布・修正を無制限に許可する。
 - 上記の著作権表示と本許諾書を、ソフトウェアの複製または重要な部分に記載する
- 本ソフトウェアは無保証である。自己責任で使用する。

日本語参考訳

Wikipedia

オープンソース・ライセンスの談話室
自作ソースコードに、MITライセンスを適用する3つのやり方
http://www.catch.jp/oss-license/2013/09/27/mit_license/

修正BSDライセンスの概略

プログラム名

Copyright 制作年 著作権者 All rights reserved.

1. ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無にかかわらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布および使用を許可する。

1-1. ソースコード形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および第2項の責任限定規定を必ず含める。

1-2. バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書および／または他の資料に必ず含める。

2. 本ソフトウェアは無保証である。自己責任で使用する。

3. 著作権者の名前を、広告や宣伝に勝手に使用しない。

Apacheライセンス2.0の特長

- 修正BSDライセンスと同内容
- 配布時には、著作権表示と免責条項を含める
 - 本ライセンスのコピーも渡すこと
 - 「NOTICE」に相当するテキストファイルが含まれている場合は、そこに含まれている帰属告知のコピーを残すこと
- コピーレフト条項なし
- Apacheの名称を広告やソフトウェア名として許可なく使用しない
- 特許条項: 対象ソフトウェアを利用する場合に限り、含まれる特許も自由に利用できる。**特許訴訟を起こしたら、ライセンス停止。GPL2と互換性がない。**
- 強力なコミュニティが採用 (Apache Foundation)
- [Apache License, Version 2.0日本語参考訳](#)

MPLの特長

- 修正BSDライセンスより強力な内容
- 配布時には、著作権表示と免責条項を含める
 - 「Exhibit A」という告知文を使用する
- 限定的なコピーレフト条項を持つ(追加モジュールは対象外)
- 特許条項: ソフトウェア特許が含まれる場合には、明示すると共に利用許可を与える
- Mozilla Public License Version 1.1 日本語参考訳

GPL2.0／LGPL2.1の特長

- 修正BSDライセンス、MPLより強力な内容
- バイナリーコードを提供したら、ソースコードを入手可能にする
- **ソースコードの提供時には、著作権表示と免責条項を含める**
- コピーレフト条項を持つ。派生ソフトウェアを受け取った人が、ソースコードを**入手**できるようにしなければならない。
- 特許条項：ソフトウェア特許の受け入れを認めるものではなく、問題がおきたらソフトウェアの利用許諾を停止する。
ApacheライセンスやMPLと互換性がない。
- GPL日本語参考訳
- LGPL日本語参考訳
- GPL FAQ 日本語訳

GPL3.0／LGPL3.0の特長

- 修正BSDライセンス、MPLより強力な内容
- バイナリーコードを提供したら、ソースコードを入手可能にする
- ソースコードの提供時には、著作権表示と免責条項を含める
- コピーレフト条項を持つ
- DRMとみなされる形での配布の禁止
- 特許条項：ApacheライセンスやMPLと互換性を持つ
- そのために、GPL2／LGPL2.1と完全互換ではない
- GPL3 日本語参考訳
- LGPL3 日本語参考訳
- GPL3 FAQ – 英語

AGPL3.0の特長

- 修正BSDライセンス、MPLより強力な内容
- 配布時には、著作権表示と免責条項を含める
- コピーレフト条項を持つ
- Webサービスとしての提供時に、コピーレフトの対象（GPLV3.0と13項のみ異なる）
- DRMとみなされる形での配布の禁止
- 特許条項: ApacheライセンスやMPLと互換性を持つ
- AGPL3 日本語参考訳

GNU GPLに関する、よくある誤解

- **GPLが適用されたソースコードを改変したら、改変版ソースコードを公開しなければならない。**
→バイナリーコードを渡した相手に、改変／非改変に関係なくソースコードも元と同条件で入手可能にする。自社内利用やWeb利用なら適用外。
- **GPLではビジネスできない。**
→ビジネス利用可能。ライセンスビジネスは難しい。
- **GPLは、ライセンス条項を変更できない。**
→例外条項で追加可能(GPL2 第10条、GPL3 第7条)。
→条件変更ではないが、前文で、適用範囲を明確にしている場合もある
- **GPLにすると、FSFに著作権や特許をとられる**
→ライセンス違反に対して差止請求などを起こせるのは著作権者のみであるため、「GNUプロジェクトは、コードの受け入れに関し、米国著作権法の庇護を享受するため、ライセンス如何に関わらず、寄贈されたコードの著作権を原著作者より明示的にFSFに譲渡する場合にのみ受け入れている」 - [Wikipedia GPL](#)

オープンソースライセンスの感染性

- 「オープンソースライセンスには感染性があるから怖いよね」という感想を持つ人がいる。
- 主に、GPLのコピーレフト条項を指している
- 実は、マイクロソフトが02-05年頃に行っていたアンチOSSキャンペーン(FUD)
 - ITmedia: MS、「GPLは国内ソフト産業発展を制限」2002-11
 - @IT: マイクロソフトの知的財産戦略、「GPLには問題がある」2005-01
- 現在、マイクロソフトはOSSの支持を表明している
- 感染性／ウィルス性＝Viral(バイラル)
バイラルマーケティングというように肯定的に使う場合もある。

マーケティング・メッセージを広く普及させるに当たって、“紹介”や“推奨”といった形で人々の間に相互に伝え合うことを促進・奨励するマーケティング・アプローチ。いわゆる“口コミ(くちコミ)”を期待するマーケティング手法である。－

@IT 情報マネジメント用語事典

- 「怖いから使わない」ではなく、どうやったら免疫がつくか、健康でいられるか、ベストプラクティスの確立と共有が重要。

OpenSSLのライセンス

- OpenSSLは「SSLプロトコル・TLSプロトコルのオープンソースな実装である。中心となっているライブラリ(C言語で書かれている)は基本的な暗号化関数と様々なユーティリティ関数を実装している。」([Wikipedia](#))
- OpenSSL License(Apache License1.0と同じ)とSSLeay License”のデュアルライセンス
- SSLeay License中に、古い広告条項がある
「すべての広告には、This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com)と表示しなければならない。」
- 暗号化ソフトウェアなので、誰がどのように開発しているか明示したい。

•クリエイティブコモンズ(CC)

- プログラム以外の、テキスト・音楽・映像・画像が対象
- ライセンス条件を細かく設定できる
 - 著作権表示、コピーレフト(あり／なし)、商用利用(許可／不許可)
- 誰でも理解しやすい利用条件表示
- メタデータ(機械可読)
- 各国の法令に準拠
- オープンソースの定義に合致しないライセンス条件もある
- <http://www.creativecommons.jp/>
- WikipediaもCCになりました。

クリエイティブ・コモンズの例



Hatsune Miku
Crypton Future Media inc.
CC BY-NC





オープンソースライセンスの使い方

OSSの使い方チェック

- 使用なのか、利用なのか、自社開発コードの公開なのか？
- 利用の範囲：改変するのか、改変しないのか
- 改変の範囲は？
- 対象OSSのライセンスは、GPL系か、デュアルライセンスか、それ以外か？
- GPL2系か、GPL3系か？
- 開発時に、ソースコードのライセンス混入を管理しているか

詳しくは、@IT： [企業技術者のためのOSSライセンス入門](#)

ライセンスを適用する -1-

- 独自のソフトウェアにライセンスを適用するには

- 目的を明確にする

- ライセンスを選択する

- 連携するソフトウェアは、どのようなライセンスか
 - 用途に適したライセンスか
 - コピーレフト条項を盛り込みたいか
 - 幅広く使われているライセンスか

- ライセンス文書を用意する

再利用しやすさで選択する

- ソースコードのヘッダーコメント
 - Licenseファイル
 - readmeファイル

- 配布する

ライセンスを適用する -2-

- GPLの場合は、次のように適用ライセンスを選択できる
 - バージョン2のみ
 - バージョン3のみ
 - バージョン2またはそれ以降
- 補足事項も付けられる（例：Linuxカーネル）
- 参考
 - GPL FAQ（日本語版-バージョン2向け）
 - GPL3 FAQ（英語版-バージョン3向け）

ライセンスを適用する -3-

- ディストリビューションを改変した場合
- Linuxディストリビューションの一部として配布する場合 (LiveCD／DVDなど)
 - 修正したソフトウェアのライセンスを決める
 - 独自ソフトウェアのライセンスを決める
 - 修正しないソフトウェアは、元のライセンスのまま
 - 全体のライセンスは適用しない

オープンソースライセンスの適用例

オープンソース・ライセンスの談話室

みんな大好きjQueryのライセンスを地道にチェックしてみた

<http://www.catch.jp/oss-license/2013/10/27/jquery-license/>

地味ながら、Ruby on Railsのライセンスをチェックしてみた

<http://www.catch.jp/oss-license/2013/11/22/rails-license/>

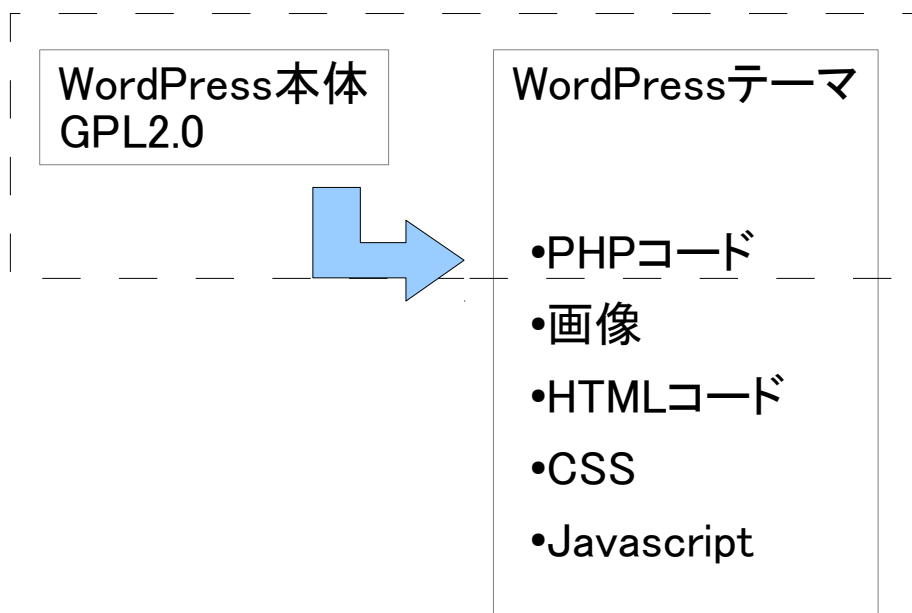
WordPressのテーマ(テンプレート)のライセンスは、本体と共通なのか

http://www.catch.jp/oss-license/2012/03/04/wordpress_theme/

利用例: WordPress テーマ



「GPL2またはそれ以降」を適用しなければならない。



PHPコードは
WordPressの派生物。
再配布時には、GPL2またはそれ以降を適用要

- 有償提供可
- ロゴやデザインのライセンスは別途指定可
- Webサイトに使用しただけなら、
テーマの公開義務なし

参照: http://www.catch.jp/oss-license/2012/03/04/wordpress_theme/

コンテンツ開発管理のための環境構築

バージョン管理システムが不可欠

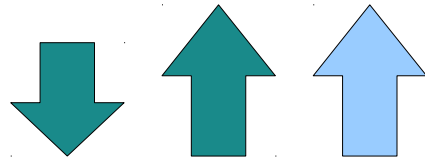
いつ、だれが、どのファイルに、どのような変更をしたのか、記録するソフトウェア



OSSのためのビジネスモデルとは

基本的な考え方：補完財と代替財

補完財



- 「一方の価格が下がると、他方の売上げが伸びる」という関係
- パンとジャム、自動車とガソリン、OSとアプリケーション
- 販売戦略：OSSの補完財を有償提供

代替財



- 「一方の価格が上がると、他方の売上げが伸びる」という関係
- ストーブとエアコン、WindowsとMac
- 販売戦略：競合製品をOSSとして提供



補足

ビジネス利用のための参考資料

- ライセンスと契約について、下記が詳しい
- 経済産業省：オープンソースソフトウェアの利用状況調査
／導入検討ガイドラインの公表について
 - 専門家によるGPL解説
- 経済産業省：情報システム・モデル取引・契約書
 - 受託開発企業が、発注先・外注先と交わす契約書の雛形
 - OSSの採用について言及
 - ただし、ソースコードの改変は考慮していない
- OSS iPedia IPAがまとめているOSS情報ポータル

関連資料

- OSSライセンスの比較、利用動向および係争に関する調査

※あまり広く使われていないオープンソースライセンスの紹介と、オープンソース関連係争についてまとめられています。

http://www.ipa.go.jp/about/press/20100531_2.html

- ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書(PDF) 2004 情財第 741 号 オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業

<http://www.ipa.go.jp/about/jigyoseika/04fy-pro/open/2004-741d.pdf>

- オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について(PDF) オープンソース・ソフトウェアの導入検討ガイドライン

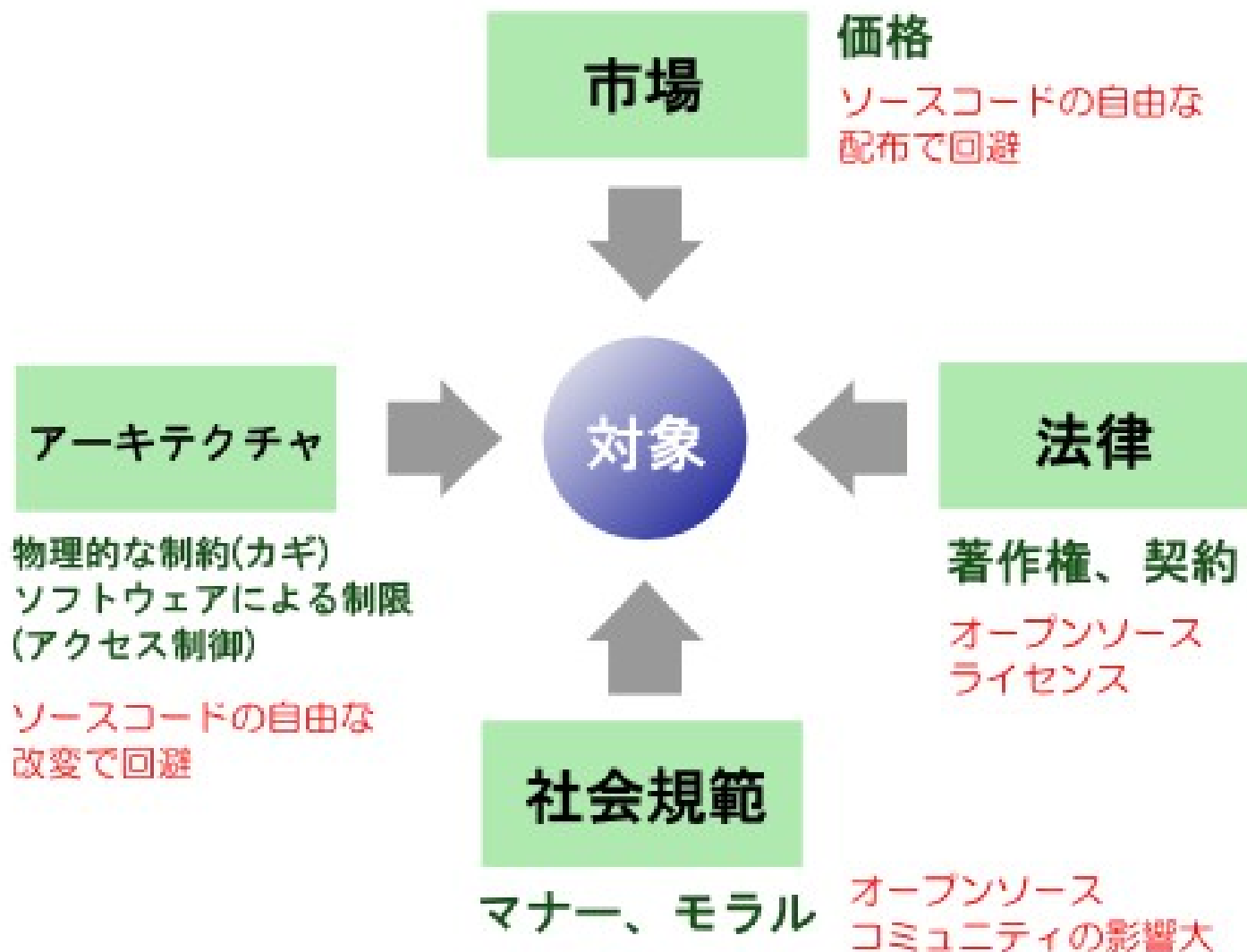
※GPL2ならびに著作権不履行宣言の考え方について詳しく解説しています。

<http://www.ipa.go.jp/NBP/14nendo/14cho1/030815opensoft.pdf>

- GNU GPLv3 逐条解説書

<http://ossipedia.ipa.go.jp/doc/187/>

4つの力とオープンソースの関係



※ローレンス・レッシング「CODE」を元に作成



オープンソースライセンスは、
ソフトウェア再利用の促進手段です。

ライセンス内容をきちんと理解して、
再利用しやすくしましょう。

個々のライセンス文書を読みましょう。

ライセンスを理解して、
ビジネスにも、どしどし使いましょう。

【PR】達人出版会より好評発売中

達人出版会は、主としてIT系の技術書籍をPDF・EPUBの電子書籍としてお届けする、技術志向の方々のための出版サービス

<http://tatsu-zine.com/>

- EPUB／PDF、DRMフリー
- Webから今すぐ購入できます！
- 800円ポッキリ

**知る、読む、使う！
オープンソース
ライセンス**

可知 豊

**GPL、修正BSDライ
センスから著作権まで
徹底解説。
自信を持ってオープン
ソースを利用しよう！**

**電子
書籍**

**DRM
Free**

ご清聴ありがとうございました。

オープンソースライセンス勉強会を
開催したいときには、ぜひ声をかけてください。

Blog オープンソース・ライセンスの談話室
<http://www.catch.jp/oss-license/>

e-mail y-catch@ja2.so-net.ne.jp

このスライド: オープンソースの基礎の実務
<http://www.slideshare.net/YutakaKachi/ss-8616029>

更新履歴 1

- 2008-12-08 ITPS特別授業で発表
- 2008-12-12 アップデート版を公開
 - OpenOffice.orgコミュニティの概略ページ
 - 「ライセンスを適用する2」で、GPLのバリエーションを紹介
- 2008-12-20 Blue-MLでの指摘を反映
 - 更新履歴を追加
 - 「コピーレフトの対象とみなす範囲」で記号を修正
 - 「ライセンスを理解するポイント」で、著作権表示と免責条項の記載を追加
- 2009-02-20 某社セミナーで使用
 - ビジネスモデルを追加
 - ライセンスチェックリストを追加
 - 経済産業省の資料を追加
- 2009-02-23 セミナーでのフィードバックを反映
- 2009-12-09 ITSP特別講義
- 2010-06-04 MASSIセミナー
- 2010-10-24 契約と約款を追加。MITライセンスの概要を追加。APLの特許条項について追記。
- 2011-07-18 OpenSSLを追記、感染性ページを追加、細かな調整
- 2011-08-28 アップデート
- 2011-10-20 アップデート
- 2011-12-26 自己紹介をアップデート

更新履歴 2

- 2012-02-21 アップデート。GPLの良くある質問
- 2012-03-17「オープンソースの定義に準拠する理由」「互換性」を追加
- 2012-03-18 アップデート
- 2013-01-31 Wordpress, Version Control など追加
- 2013-02-04 微調整
- 2014-01-02 適用例を追加